

# 事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

## 市 申請手続き等費用の一部支援

士業への **報酬額の5分の4** 上限5~10万円  
※支援制度に  
よって異なる

【申請期限：2021/1/31】

事業者向け支援制度の申請手続き等を行政書士または社会保険労務士へ依頼した際にかかる報酬の一部を支援

【市】申請サポートセンター  
092-600-4928（平日9時~17時）

## 市 新型コロナ対策資本金劣後ローン 利子補給事業補助金

**上限：月額6万3千円**

※初回約定利払日の属する月から3年間（36か月）

【申請期限：2021/1/29】

「新型コロナ対策資本金劣後ローン」を活用した際の約定利払金について、利子補給を行う

【市】経済観光文化局 創業支援課  
092-711-4455（平日9時~17時）

## 国 ①家賃支援給付金

①賃料の3分の2

または3分の1

②賃料の15分の1

または30分の1

【申請期限：①2021/1/15 ②2021/2/28】

①法人：上限600万円

個人：上限300万円

②法人：上限60万円

個人：上限30万円

6か月分  
支給

## 県 ②家賃軽減支援金

地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金  
※5月から12月の売上高について  
○1カ月で前年同月比50%以上減少 または  
○連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少  
①【国】家賃支援金コールセンター  
0120-653-930  
（祝日除く日~金 8時30分~19時）  
②【県】福岡県家賃軽減支援金コールセンター  
0570-010833（平日9時~17時）

## 国 持続化給付金

支援対象を拡大（6/29~）

- ① 雑所得・給与所得で確定申告
- ② 2020年1~3月に創業した事業者

法人：上限200万円、個人：上限100万円

※売上が50%以上減少した事業者

【申請期限：2021/1/15】

事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金

【国】持続化給付金事業コールセンター  
0120-279-292  
（祝日除く日~金 8時30分~19時）

## 県 中小企業経営革新実行支援補助金

**感染防止対策：上限50万円**（対象経費の3/4）

※経営革新の承認（変更）を受けている事業者

【申請期限：6/29~補助金予算額に達する時点まで】

経営革新に取り組む中小企業者の方が、新型コロナウイルス感染症予防に向けた業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に必要な経費を支援

【県】福岡県商工部新事業支援課新分野推進係  
092-643-3449（平日9時~17時）

10月12日現在の情報です。各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_ji.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html)



福岡市 コロナ支援

検索

# 事業者向けの主な支援制度

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金 (もらえる)	<b>雇用調整助成金</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特例措置はR2.12月末まで延長</span> 労働者の一時休業などにより <b>雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</b>	【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15 【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00 (土日祝日対応)
	<b>飲食店向け感染対策助成金</b> マスク、消毒液など感染防止対策にかかる物品購入経費を助成 (上限5万円、複数店舗を有する事業者は上限10万円)	【県】コールセンター 0120-110-193 9:00~17:00 (12/29~1/3を除く土日祝日対応)
	<b>福岡市新規創業促進補助金</b> 国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援	【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00~17:00
融資 (かきる)	<b>福岡市商工金融資金制度</b> ・3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロ <b>「新型コロナウイルス感染症対応資金」</b> (融資限度額4千万円、融資期間10年以内(据置期間5年以内)) ・セーフティネット保証4号(売上▲20%) ・セーフティネット保証5号(売上▲5%) ・危機関連保証(売上▲15%)	【市】中小企業サポートセンター(経営支援課) 092-441-2171 平日9:00~17:00 ※取扱金融機関 (お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。)
	<b>日本政策金融公庫の特別貸付</b> ・実質無利子・無担保融資(特別利子補給) ・既往債務の借換も可能(実質無利子化) ・新型コロナウイルス感染症特別貸付等 ・衛生環境激変対策特別貸付(旅館業、飲食店営業等) ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け)	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00 土日電話相談専用ダイヤル(9時~16時) 小規模事業者・個人事業主0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
補助金活用	<b>生産性革命推進事業</b> 設備投資、IT導入、販路開拓など生産性向上にかかる補助金 ・ものづくり・商業・サービス補助金 ・小規模事業者持続化補助金 ・IT導入補助金	※詳しくはホームページをご参照ください。 【中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト】 <a href="https://seisansei.smrj.go.jp/">https://seisansei.smrj.go.jp/</a> 
猶予	<b>税金、社会保険料の支払い猶予等</b> 事業収入が減少し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予(法人税、消費税、固定資産税など)厚生年金保険料等を納付することが困難な時は換価・納付の猶予 ※詳しくは関係機関にご相談ください。	【国税】福岡国税局猶予相談センター 【県税】県税事務所 【市税】各区納税課、特別滞納整理課 【厚生年金保険料】年金事務所 【健康保険料】協会けんぽ加入は年金事務所 健康保険組合加入は組合
相談 したい	<b>事業者向け共同相談窓口</b> 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口(総合受付2階) 福岡労働局、福岡商工会議所、福岡市の3者が連携して対応	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00(12~13時除く)
	<b>申請サポートセンター</b> 事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、 <b>専用相談サポーターが無料で訪問</b> し対応	【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00
	<b>飲食店へのアドバイザー派遣</b> 安全安心に取り組む <b>飲食店への安全対策アドバイザー</b> の派遣 安全対策のアドバイス実施、安全対策実施済みの飲食店を公式ホームページで情報発信(集客支援)	【市】安全安心に取り組む飲食店事務局 070-5481-9127 平日10:00~17:30